

## 特定施設入居者生活介護事業者募集に関するQ & A

### 【募集要旨関連】

(問1) 1施設あたりの応募の総定員数を80名以下としているが、例えば、100名定員のうち、80名分を特定施設入居者生活介護として応募することは可能か？

(答え) 特定施設入居者生活介護の指定は、特定施設単位で行われるものとなっているため、一の特定施設の中で、特定施設入居者生活介護の指定を行う部分と、指定を行わない部分に分けることは、不明瞭かつ不適切な運営形態が生じる可能性があることから、認められません。

このため、一に有料老人ホームとして届け出られたものの中に、介護付有料老人ホームの部分と住宅型有料老人ホームの部分が混在する形態も認められません。

(問2) 公募の対象となるサービスに介護専用型とあるが、混合型と運営形態に違いがあるのか？

(答え) 介護専用型は、入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるとされています。

厚生労働省令においては、要介護状態だった入居者で施行日以降状態が改善した者、入居者である要介護者(の者を含む)の3親等以内の親族、特段の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると都道府県知事等が認める者が定められています。

なお、混合型については、入居者が「要介護者+要支援者」又は、「要介護者+要支援者+自立」となるものです。

(問3) 介護専用型の入居者のうち、要介護者の配偶者等で要支援に該当する者は、当該特定施設から介護サービスの提供を受けることができるのか？

(答え) 介護専用型については、介護予防の指定対象にはならないため、介護専用型に入居する要支援者の介護保険サービスについては、一般の介護予防サービスを利用することになります。

**(問4)** 公募の対象となる運営開始時期が平成23～24年度中となっているが、老人福祉法に基づく、有料老人ホームの設置届が対象となる年度内であれば良いか？

(答え) 特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に伴う指定年月日が平成23年4月1日から平成25年3月1日以前の計画が対象となります。

適合高齢者専用賃貸住宅を前提とした特定施設入居者生活介護となる場合は、老人福祉法に基づく、有料老人ホームの事前協議は必要ありません。

**(問5)** 適合高齢者専用賃貸住宅の建築基準法上の用途は「共同住宅」のままで良いのか、それとも「有料老人ホーム等」になるのか？

(答え) 厚生労働省告示第264号の基準に適合し、神奈川県に対して適合高齢者専用賃貸住宅の届出が行われたものについては、有料老人ホームの対象外となります。

このため、「有料老人ホーム等」には該当しませんが、最終的な判断については、担当窓口(建築部局)に確認を行ってください。

#### 【選定基準関連】

**(問6)** 項目番号1-1の「役員」には、執行役員制度に基づく執行役員についても対象となるか？

(答え) 執行役員は評価の対象となりません。

取締役会(理事会等)を通じて、事業の意思決定に参加できる役員を対象としているため、取締役・監査役・理事・監事等として、定款及び法人登記簿謄本に位置付けられていることが必要となります。

**(問7) 項目番号1 - 2の「運営状況について」は、開設予定事業所についても事業所を有していることになるか？**

(答え) 川崎市内で事業を運営していることについて評価することとしているため、開設予定事業所については、評価の対象となりません。

**(問8) 項目番号1 - 3から1 - 6は、法人の子会社化又は買収による合併を行っている場合、どのような評価方法となるのか？**

(答え) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の商号欄に記載されている商号名により評価します。

A法人がB法人に吸収合併され、B法人となった場合は、B法人の実績等で評価します。

また、A法人とB法人が合併し、C法人となった場合は、C法人の実績等で評価します。(子会社化についても、子会社化以降の評価となります。)

**(問9) 項目番号3 - 4で「内法面積」を評価することとしているが、適合高齢者専用賃貸住宅の場合、キッチンや洗面台に関してはどのように算定するのか？  
また、ユニットバスについてはどうか？**

(答え) 入居者が移動(使用)可能な壁から内側部分の面積を評価の対象とします。

このため、キッチンのシンクやコンロ、洗面所の洗面台のスペース、ユニットバスについても当該部分を含め、壁から内側部分の面積を評価の対象とします。

収納設備のスペースについても、収納設備を含めた壁から内側部分の面積とします。

(問10) 項目3 - 7の「機能訓練室」は、食堂と兼用の3㎡/人の場合は評価の対象となるか？

(答え) 食堂を含めて、他の用途と兼用の場合は評価の対象となりません。

(問11) 項目番号4 - 4の「協力歯科医療機関」の確保は、申請前に提携等を済ませておかななくてはならないのか？

(答え) 申請時に、協力歯科医療機関と取り交わした協定書又は契約書の写し(確約書等でも可。)を添付していただくことにより、評価の対象とします。